各医療機関 管理者様

埼玉県保健医療部医療整備課長

G-MIS「臨時休診」機能による臨時休診日の設定について(依頼)

県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

厚生労働省 G-MIS 事務局から、下記のとおり周知依頼がありました。

通常定めている休診日以外の日に休診される場合は、添付のとおり G-MIS で臨時休診の設定をいただくようお願いします。

記

1 通知

「臨時休診」機能による「臨時休診日(閉店日)」設定周知のお願い 医療機関が大型連休や学会への出席などにより、通常定めている休診日(閉店日)以 外の日に休診(閉店する)場合、G-MIS「臨時休診」機能による臨時休診日(閉店日) の設定を行うものです。

2 設定方法

- ① 厚生労働省から指定されたユーザ名 (ID) と医療機関が定めたパスワードでログイン
- ② G-MIS→緑色の医療機能情報提供制度→緑色の臨時休診と進む
- ③ 休診する日にちをクリックし、設定対象の診療科目にチェックを入れる。
- ④ 「全科目休診設定」をクリックするとすべて休診になる。部分的な休診の場合は、 個別に時間等を記入し、「設定」をクリックする。設定した日にちは、緑色になる。
- ⑤ 県の確認完了は不要なので、数時間で医療情報ネットに反映される。

担当:医務・医療安全相談担当 竹内

電話:048-830-3542

Email: a3530-01@pref.saitama.lg.jp

「臨時休診」機能による「臨時休診日(閉店日)」設定周知のお願い

昨年末に、医療情報ネット(ナビイ)で、「現在診療中の機関」で検索を行った結果、休診中(閉店中)の 病院等及び薬局を訪問された事例が多数報告されています。

【依頼事項】

貴管下の医療機関及び薬局に対して、以下の周知をお願いいたします。

病院等及び薬局が、大型連休(GWや夏休み等)や学会への出席などにより、通常定めている休診日(閉店日)以外の日に休診(閉店)する場合、G-MIS「臨時休診」機能による臨時休診日(閉店日)の設定を行うようお願いいたします。

【背景·理由】

- ○通常定めている休診日(閉店日)以外の特別な休診日(閉店日)については、
 - ①「その他の休診日(その他の閉店日)」の報告項目としてフリーテキスト形式で記載
 - ② G-MIS「臨時休診」機能により設定する「臨時休診日(閉店日)」で個別設定

という2通りの対応があります。

- ※①で設定された情報は、医療情報ネット(ナビイ)において、「休診日・休業日」に表示される情報ですが、「現在診療中の医療機関」等で検索する際の、抽出条件には使用されておりません。(☞P2:「その他の休診日(閉店日)」の扱い参照)
- ※②で設定された情報は、医療情報ネット(ナビイ)において、<u>「休診日・休業日」に表示されません</u>が、<u>「現在診療中の医療機関」</u> 等で検索する際の、<mark>抽出条件に使用されます</mark>。(☞P3:「臨時休診日(閉店日)」の扱い参照)
- ○そのため、医療情報ネット(ナビイ)で、住民・患者に対して「特別な休診日(閉店日)」を正しく情報が提供されるためには、「その他の休診日(その他の閉店日)」の報告項目に入力する(上記①)とともに、G-MIS「臨時休診」機能による臨時休診日(閉店日)に具体的な日付の設定すること(上記②)が必要になります。

【補足説明】

- G-MIS「臨時休診」機能による臨時休診日(閉店日)の設定は、通常の定期報告等と異なり、都道府県の確認処理を行う必要がありません。(病院等及び薬局の 設定後、速やか※に医療情報ネット(ナビイ)に情報が連携されます。[※最長4時間])
- G-MIS「臨時休診」機能は、都道府県、都道府県委託先(保健所、医師会、薬剤師会、代行事業者等)等の関係機関により代理で設定を行うことが可能です。

「その他の休診日(閉店日)」の扱い

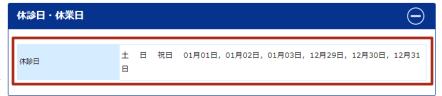
○ 医療情報ネット (ナビイ) での「その他の休診日 (閉店日)」の扱い





<医療情報ネット(ナビイ)での「その他の休診日(閉店日)」の扱い>





■ 画面表示

その他の休診日(閉店日)が表示されます。 (通常の休診日(閉店日)とその他の休診日(閉店日)が 結合して表示されます。)

① 急いで探す 受付時間や場所などの情報から検索 現在診療中の医療機関 > 休日夜間対応医療機関 >

※「急いで探す」以外の検索も 診療中の判断が行われます。

■ 診療中判断

その他の休診日(閉店日)は診療中の判断に使用されず、検索結果に表示されます。

「臨時休診日(閉店日)」の扱い

- 医療情報ネット(ナビイ)での「臨時休診日(閉店日)」の扱い
- <G-MIS「臨時休診日(閉店日) Iの入力>

医療機能情報提供制度ホーム画面



臨時休診機能による臨時休診日の設定の場合、都道府県の 確認処理は不要です。

<医療情報ネット(ナビイ)での「臨時休診日(閉店日) 1の扱い>



診療中の判断

臨時休診日(閉店日)が診療中の判断に使用され、検索結 果に表示されません。